

平成20年度第4回経営協議会議事要録

日時：平成20年11月20日（木） 13：30～16：20

場所：特別会議室（事務局3階）

出席者：崎元 達郎、西山 忠男、菅原 勝彦、森 光昭、山本 晃、辻野 智二、檜山 隆、
小田切 優樹、倉津 純一、稲垣 精一、井上 孝美、江口 吾朗、小堀 富夫、
園田 頼和、田川 憲生、平田 耕也、星子 邦子、丸野 香代子、小宮 義之

欠席者：阪口 薫雄

議事要録の確認

平成20年度第1回会議議事要録、第2回会議（書面会議）議事要録及び第3回会議（書面会議）議事要録が確認された。

議 題

1. 法曹養成研究科の現状と課題について

（本件の審議に先立ち、報告連絡事項4「本学独自の大学院法曹養成研究科（法科大学院）奨学金給付制度の創設について」の報告があった。）

議長から、新司法試験の受験結果が全国的に低迷している中で、本学の合格率は全国平均を下回っており、文部科学省から入学定員及び設置形態の見直しについての方向性を示すよう依頼されている状況を踏まえ、法曹養成研究科の現状と課題について各委員の意見を伺うこととしたい旨提案があった。

次いで山本法曹養成研究科長から、資料1-1に基づき、法曹養成研究科の現状と課題について説明があり、資料1-2に基づき、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が報告した「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中間まとめ）」に係る本学における改善策等について説明があった後、種々意見交換が行われた。

意見交換の概要は次のとおり。（ は委員からの質問・意見、 はそれに対する回答）

本年の新司法試験では、熊本大学からの出願者数は46人で、受験者数が33人ということだが、受験しなかった者はどのような理由によるものなのか。

おそらく、出願はしたものの、合格する自信がなく受験しなかったものと思われる。

本年合格した7人について、合格者数は少ないものの合格者の質は優れていると判断してよいのか、それとも一般の合格者と同程度なのか。点数以外の観点からの分析は行われているのか。

当初の制度設計では、人間性や教養についても教育することが想定されていたと思われるが、現状のように合格率が3～4割となってくると、余裕がないため、まず合格することが優先されるようになってくるのではないかと考えられる。

そのような状況であれば、30人という定員はミニマムであり、それを減らすことはナンセンス

ンスであり、極端に言えば、なくてもいいと捉えた方がいいのではないか。もしくは、連携とか、乱暴な言い方かもしれないが、九州大学に吸収してもらおうとか、今すぐそうしちゃうつもりはないが、そういうことも視野に入れて考えた方がいいのではないか。他大学との連携を視野に入れて考える方がよいのではないか。現状に応じて、文部科学省の考え方、司法制度のあり方そのものが変化するかもしれないが、そのようなものを踏まえながら熊本大学の法科大学院のあり方、存在する理由があるのかないのか、もう一度その時点で考え直した方がいいのではないか。

地域の要請に応え、地域における法曹養成ということが一番に考えている。

熊本大学はどちらかと言えば理工系の大学であり、理工系に比べれば文系は量・質ともに落ちると判断しており、それに加えて、熊本大学には法学部だけで経済学部がないため、そこに何らかの特色を求めなければ熊本大学の文系大学としての位置付けは弱いものになるのではないかと思っており、そのような状況で熊本大学における法科大学院のあり方を十分考えた上で法科大学院を設置したのだろうが、結果を見ると、当時の話とはかなり違っていると思う。

大学合格率を高めるための中高一貫教育のようなものが、法学部と法曹養成研究科との間にはあるのか。

法学部の中に進学コースのようなものは設けている。

進学コースがあるのであれば、学部の時から弁護士養成のカリキュラムを組んで徹底的にやっていく必要があるのではないか。

入学者のうちかなりの数の者は司法試験を受験するという気持ちを持っているが、なかなかそれが維持できない状況であるため、学部としてもそのようなコースを設けた。ただし、そのコースだけに力を入れ、学部から上がるというルートを作ってしまうと、どこからでも入れるという法科大学院の建前との関係が難しくなる。

熊本大学出身の弁護士は少なく、法曹養成の伝統が弱いということであれば、熊本大学よりも他大学を選ぶ者も多くなるため、やはり入学者の質が重要ではないか。

九州の場合、九州の中で進学することが多い。もしくは、東京・関西の大学に進学した人が帰ってきて入ってくることが多いので、ローカルな感じはある。それをどうやって獲得するかということだと思う。

地方の大学の合格率が低いことを見れば分かるように、ダブルスクールの問題がある。理想は高かったとしても、新司法試験が、受験技術が優先する試験に成り下がっているのではないと思われる。そのため、ロースクールにおいてどんなに理想的な教育を行っていても、試験のスクリーニングが従来と同じようになってくると、理想と現実の乖離が進行していくのではないか。受験技術を教える予備校に行った合格者が増えてくれば、ロースクールとは何だったのかと考えざるを得ない。一方、合格者が出なければ、そのロースクールにおける教育の質が問われることとなるため、3回の受験資格のうち合格できるような教育システムを再構築し、質を保証することができるかが課題である。

熊本大学法学部は法曹人養成の伝統が希薄であり、教育内容・教員組織が不利な状況であるため、教員組織を早急に見直した上で、教育内容を検討することが重要である。

ロースクール問題で文部科学省がいろいろ言っているが、規制緩和で文部科学省が指導力を発揮する権限はなくなった。逆に言えば、自然淘汰、自分から退場すると言うしかない。もしくは、共同設置という方法もあるが、それでは教育効率が下がるため、やはり統合しかない。これからどうなっていくか見通しははっきりしないが、これ以上存続しても教育効率が

悪い、地域ごとに統合するというのであれば、効率的な法曹人養成はできないと思う。これは、今後、それぞれのロースクールが考えていくべき問題である。本学としては、合格者数が1人、2人、7人と推移している中で、次年度の結果により、何らかの判断をしなければならないと考えている。定員については、ご意見にもあったように、30人という数は最低ラインであり、これ以上減らすことによって良い結果が生まれるとは考えていない。

2. 熊本大学の将来構想及び第二期中期目標・中期計画について

議長から、本学の将来構想については、6月12日の本会議において「熊大プラン2008」(中間まとめへの素案)として報告し、学内での検討を経た後、「熊大プラン検討結果報告書2008」として10月9日の総合企画会議及び10月23日の教育研究評議会において審議・了承された旨説明があった。

さらに議長から、同報告書は第二期中期目標・計画の立案の基礎となることを趣旨として作成しているが、本来次期学長の下で策定されるべき第二期中期目標・計画は、平成21年6月中に提出することとなっており、素案作成に相当の期間を要することが予想されることから、同報告書を基礎として素案を作成することを考えているため、同報告書を基にした第二期中期目標・計画の策定について、各委員の意見を伺うこととしたい旨提案があった。

次いで菅原理事から、追加資料及び資料2-1~2-4に基づき、将来構想の審議経過、第二期中期目標・計画(素案)作成の流れ、及び同報告書の概要等について説明があった後、種々意見交換が行われた。

意見交換の概要は次のとおり。(は委員からの質問・意見、 はそれに対する回答)

計画の中で「~をする」「~を検討する」「~を支援する」等の表現が用いられることが多いが、達成度を評価する時には、その結果が具体的に書かれていないことが多いため、数値目標を挙げるのが重要である。

第二期は第一期の評価の上に立ち、大学改革をどれだけ推進できるかという観点が重要で、PDCAサイクルのDにとどまらず、それをチェックして、改革し、実施しているかどうかという点まで第二期では求められることになる。この点を視野に入れた上で100項目を精選し、具体的に実施できる項目に厳選しなければ評価が下がることになる。そのため、第二期では素案作成の段階で、各部局から出されたものを精査することが必要である。大学全体のことを問われているため、各部局のことを細かく盛り込み過ぎると分からなくなる。

ご意見のとおりであると思う。第一期では、大学全体の計画と部局の計画をペアにしたものがあったが、第二期では、大学全体の計画に各部局の計画を含め、計画数を削減する予定である。そして、結果が出せないものについては計画として出さないこととしたい。

評価して、どういう改善をして、どのような効果があったのか、というところまで言えるような項目でなければ評価は高くないだろう。

「熊大プラン検討報告書2008」を見ると、教える側の教員の意見であって、教育を受ける側の学生の意向が全く見えない。「こうあるべき」と言っても、それは教員の意見であって、学生がどう思っているのかが全く見えない。教員と学生との対話がなされ、その内容がこの中に取り入れられるべきではないか。大学に必要なことは、学生に目標を与え、学生が意欲を持つようにすることではないか。

双方向の教育は前提として行われており、学生による教員の評価も実施しており、少しずつ改善を図っているところである。

国際化に関して、例えば留学生数等について数値目標を取り入れることが今後必要になってくるのではないかと考えている。

国際化については、いかに実質化するかということが重要であり、大学全体としては教育・研究において国際的な競争力を持たなければならないと考えている。留学生数については、第二期では、現在の倍の500～600人程度の受け入れが必要ではないかと思われるが、目標・計画の中においてどの程度明確にするかということについては今後議論が必要となるだろう。

国際化は時代の流れとして各大学が目指していると思うが、そのような状況においてどのような戦略を考えているのか。

グローバルCOE等により、大学院の留学生が増えていくことを想定しており、量より質を求めている。日本で仕事をしたいという留学生の欲求に対して、国際的なキャリア支援等を行いたいと考えており、それを支援できる教育システムを推進していきたい。

大学院中心であることに加え、研究ベースであるということも一つの戦略と考えている。

意見交換を受け、議長から、本日の意見等を踏まえた上で、同報告書を第二期中期目標・計画の立案の基礎とし、将来構想の検討については、次期学長に委ねることとしたい旨発言があった。

報告連絡

1. 平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果について

議長から、本年6月に文部科学省へ提出した平成19年度に係る業務の実績について、平成20年10月9日付けで国立大学法人評価委員会から評価結果の通知があった旨報告があり、次いで菅原理事から、資料3に基づき、評価結果の概要について説明があった。

2. 平成19年度決算について

議長から、6月12日の本会議において審議・了承された平成19年度財務諸表については、9月10日に文部科学大臣による承認を受けた旨報告があり、次いで事務局から、資料4に基づき、各財務指標について他大学との比較に基づき説明があった。

なお、議長から、財務諸表中の「利益の処分に関する書類」(案)(剰余金の処分)については、文部科学大臣が財務大臣との協議を経て承認する予定となっており、承認され次第報告する旨付言があった。

3. 平成21年度概算要求事項及び平成20年度補正予算について

議長から、資料5に基づき、文部科学省から財務省へ提出された本学に係る平成21年度概算要求事項の概要及び平成20年度補正予算として採択された事業について説明があった。

なお、議長から、平成21年度概算要求事項については、今後、文部科学省と財務省との折衝の過程で要求内容が変更になることも予想される旨付言があった。

4. 本学独自の大学院法曹養成研究科(法科大学院)奨学金給付制度の創設について

議長から、本学法曹養成研究科における新司法試験の受験結果について、本年度は合格率21.2%(全国平均33.0%)であった旨報告があり、全国的に合格率が低迷している状況

であり、法科大学院の今後のあり方に関し、文部科学省による各大学に対するヒアリングが実施され、本学に対しても、入学定員及び設置形態の見直しについて年内に方向性を示すよう依頼があった旨説明があった。

さらに議長から、志願者倍率が平成16年度の7.6倍に対し昨年度は1.9倍であった状況を受け、優秀な入学者を確保することが急務と判断し、9月30日の政策調整会議において入学定員及び設置形態の見直しについて検討した結果、志願者数増加のための方策を優先させるとの結論に至り、10月3日から始まる入学願書受付に間に合わせるため、10月2日の役員会において奨学金給付制度を創設することが了承された旨報告があり、資料6に基づき、奨学金給付制度の概要について説明があった。

なお、議長から、奨学金給付制度創設後の本年度の法科大学院の志願者数は98人（志願倍率3.3倍）であった旨報告があり、他の大学院博士（後期）課程についても、優秀な学生の確保のために新たな授業料免除・奨学金制度の枠組みについて検討を行っている状況である旨発言があった。

5. 留学生宿舍の整備について

議長から、増加する留学生の住環境改善を目的として、大学で管理する寄附金を運用して留学生宿舍を建設し、宿舍料収入により回収するとする留学生宿舍の整備計画が9月25日の教育研究評議会において了承された旨報告があり、資料7に基づき、整備計画の概要について説明があった。

6. 医学部附属病院「新生児学寄附講座」の設置について

議長から、資料8に基づき、医療法人社団愛育会福田病院から寄附講座設置のための寄附申し込みがあったことを受け、「熊本大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規則」に基づき、当該寄附講座（名称：「新生児学寄附講座」）を平成21年1月から医学部附属病院に設置することとした旨報告があった。

7. 医学部附属病院「地域医療システム学寄附講座」の設置について

議長から、資料8に基づき、熊本県から寄附講座設置のための寄附申し込みがあったことを受け、「熊本大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規則」に基づき、当該寄附講座（名称：「地域医療システム学寄附講座」）を平成21年1月から医学部附属病院の地域医療支援センター（仮称）に設置することとした旨報告があった。

8. 大学院医学薬学研究部「画像診断解析学寄附講座」の設置期間更新について

議長から、資料8に基づき、株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパンからの申し出により、大学院医学薬学研究部寄附講座「画像診断解析学寄附講座」の設置期間を更新（更新期間：平成20年10月1日～平成26年3月31日）することとなった旨報告があった。

9. 薬学部「先端DDS学寄附講座」の設置期間更新について

議長から、資料8に基づき、株式会社LTTバイオフーマからの申し出により、薬学部「先端DDS学寄附講座」の設置期間を更新（更新期間：平成21年4月1日～平成23年3月31日）することとなった旨報告があった。

以上

次回開催：平成21年 1月15日（木）13時30分から

< 配布資料 >

- 資料 1 - 1 法曹養成研究科（法科大学院）の現状と課題
- 資料 1 - 2 「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中間まとめ）」に関する改善計画書
- 追加資料 将来構想に関する審議経過
- 資料 2 - 1 熊大プラン検討報告書 2008
- 資料 2 - 2 第二期中期目標・中期計画の作成までの流れ
- 資料 2 - 3 国立大学法人の第二期中期目標・中期計画の項目等について
- 資料 2 - 4 全学の国際化推進の仕組みについて（案）
- 資料 3 平成19年度に係る業務の実績に関する評価の結果について
- 資料 4 平成19事業年度財務諸表の承認について（通知）ほか
- 資料 5 平成21年度概算要求事項について ほか
- 資料 6 本学独自の大学院法曹養成研究科（法科大学院）奨学金給付制度の創設について
- 資料 7 留学生宿舍の整備について
- 資料 8 寄附講座の設置について・寄附講座の設置期間更新について
- 席上配布 熊本大学医学部附属病院診療のご案内 学外委員にのみ配布